

改正案

現行

目次

第一章～第三章（略）

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数別による無線設備の条

件

第一節～第二節の十二（略）

第二節の十三 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備（

第三十七條の二十七の二十四・第三十七條の二  
十七の二十五）

第三節～第九節（略）

第五章（略）

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	一～二の二 (略)	許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
二の三 を超え七一〇MHz	占有周波数が五・七MHzのもの	一〇	二〇
以下の周波数の電波を使用する	占有周波数	一〇	五〇

目次

第一章～第三章（同上）

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数別による無線設備の条

件

第一節～第二節の十二（同上）

第三節～第九節（同上）

第五章（同上）

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	一～二の二 (同上)	許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
		(同上)	(同上)

三十九 (略)	<p>テレビジョン放送のうちエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備</p>	<p>帯幅が四六八kHzのエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備であつて空中線電力が十三分の五十ミリワットを</p>	<p>占 有 周 波 数</p>	<p>一〇</p>
	<p>超えるもの</p>	<p>リワットを</p>	<p>下 の も の</p>	<p>二〇</p>
(略)				
(略)				

三十九 (同上)				
(同上)				
(同上)				

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第二十七条～第三十七条の二十七の二十三 (略)

第二節の十三 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備  
(適用の範囲)

第三十七条の二十七の二十四 この節の規定は、エリア放送を行う地上一般放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の映像送信設備、マイクホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の無線設備に適用があるものとする。

(変調方式等)

第三十七条の二十七の二十五 エリア放送を行う地上一般放送局の送信装置の変調方式は、次のとおりでなければならない。

- 一 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの
  - 四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調が行われた信号並びに差動
  - 二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方法であること。

二 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第二十七条～第三十七条の二十七の二十三 (同上)

四相位相変調又は一六値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式であること。

2| 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、六三分の五一二MHzとし、その値から次の各号に掲げる値を超える偏差を生じてはならない。

一| 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの  
(±)百万分の〇・三

二| 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの

イ| 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合  
(±)百万分の三・九

ロ| 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が十三分の五十ミリワットを超えるもの  
(±)百万分の三・九

ハ| 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が十三分の五十ミリワット以下のもの  
(±)百万分の十

3| 搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の十八に示す許容値の範囲内になければならない。

4| 送信装置の空中線電力は、占有周波数帯幅が五・七MHzのものは一三〇ミリワット以下、占有周波数帯幅が四六八kHzのものは一〇ミリワット以下でなければならない。

5| 送信空中線の相対利得は、〇デシベル以下でなければならない。ただし、実効輻射電力が相対利得〇デシベルの空中線に前項の

空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

6| エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備については、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないうものでなければならぬ。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

7| 空中線系は、容易に取り外すことができないものでなければならぬ。

改正案

現行

別表第一号（第5条関係）  
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き百万分率)
(略)	(略)	(略)
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1～4 (略) <u>5 地上一般放送局 (注53)</u> <u>6～13</u> (略)	(略) <u>1 Hz</u>
(略)	(略)	(略)

注1～52 (略)

注53 エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備に使用する次の電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

	<u>複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合</u>	<u>複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合</u>
<u>占有周波数帯幅が5.7MHzのもの</u>	<u>電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの</u> <u>±500Hz</u>	<u>1 空中線電力が50mWを超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの</u> <u>±500Hz</u>

別表第一号（第5条関係）  
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き百万分率)
(同左)	(同左)	(同左)
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1～4 (同左) <u>5～12</u> (同左)	(同左)
(同左)	(同左)	(同左)

注1～52 (同左)

		<u>2 空中線電力が 50mW 以下のもの ±20kHz</u>
<u>占有周波数帯 幅が 468kHz のもの</u>		<u>1 空中線電力が (50/13)mW を超える ものであつて、電波 の能率的な利用を 著しく阻害するも のではないと総務 大臣が特に認めた もの ±500Hz</u> <u>2 空中線電力が (50/13)mW 以下のも の ±20kHz</u>

別表第二号（第 6 条関係）  
第 1～61 （略）

第 62 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

5.7MHz 又は 468kHz

別表第三号（第 7 条関係）  
1～4 （略）

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(6) （略）

別表第二号（第 6 条関係）  
第 1～61 （同左）

別表第三号（第 7 条関係）  
1～4 （同左）

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(6) （同左）

(7) エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 (1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア 470MHz 以下及び 710MHz を超える帯域

(ア) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

100  $\mu$  W 以下

(イ) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

25  $\mu$  W 以下

イ 470MHz を超え 710MHz 以下の帯域

別図第四号の八の十八に規定する値を準用する。

ただし、 $f_c+15\text{MHz}$  を超える又は  $f_c-15\text{MHz}$  以下の周波数のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、以下のとおりとする。

(ア) 占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの                      0.01nW 以下

(イ) 占有周波数帯幅が 468kHz のもの                      (0.01/13)nW 以下

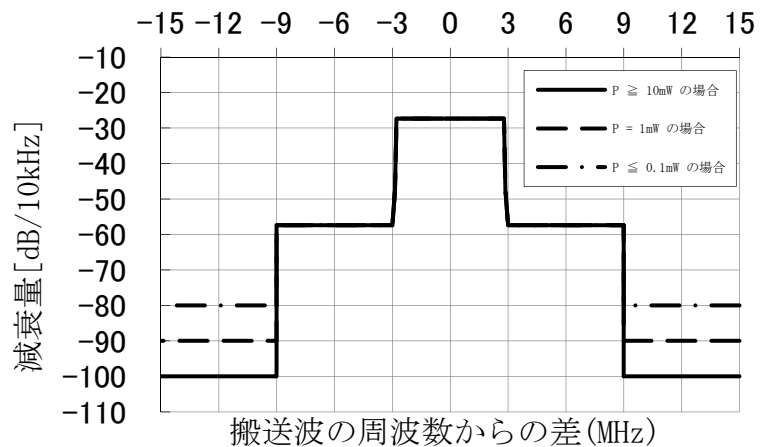
6～52 (略)

6～52 (同左)

別図第四号の八の十八 搬送波の変調波スペクトル (第 37 条の 27 の 25 第 3 項関係)

1 占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの

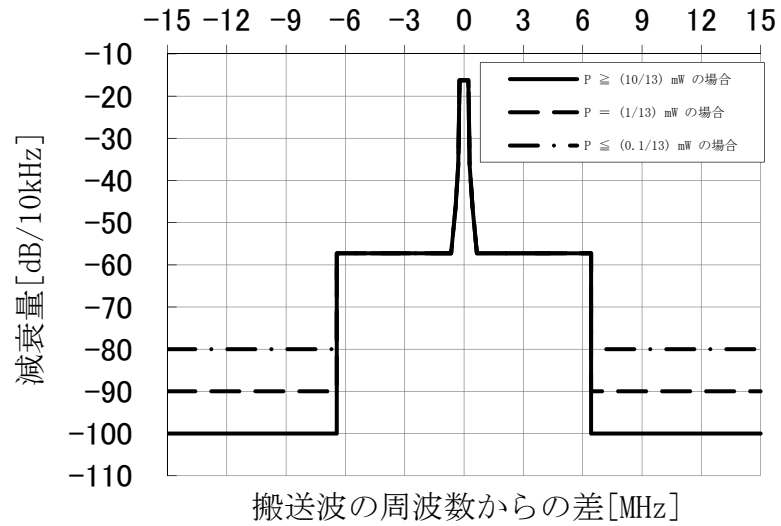




搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量			規定の種類
	$P \geq 10\text{mW}$ の場合	$P = 1\text{mW}$ の場合	$P \leq 0.1\text{mW}$ の場合	
$\pm 2.79\text{MHz}$	$-27.4\text{dB}/10\text{kHz}$	$-27.4\text{dB}/10\text{kHz}$	$-27.4\text{dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm 2.86\text{MHz}$	$-47.4\text{dB}/10\text{kHz}$	$-47.4\text{dB}/10\text{kHz}$	$-47.4\text{dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm 3.00\text{MHz}$	$-57.4\text{dB}/10\text{kHz}$	$-57.4\text{dB}/10\text{kHz}$	$-57.4\text{dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm 9.00\text{MHz}$	$-57.4\text{dB}/10\text{kHz}$	$-57.4\text{dB}/10\text{kHz}$	$-57.4\text{dB}/10\text{kHz}$	上限
$\pm 9.00\text{MHz}$	$-100.0\text{dB}/10\text{kHz}$	$-90.0\text{dB}/10\text{kHz}^{*1}$	$-80.0\text{dB}/10\text{kHz}$	上限

\* 1 空中線電力が 0.1mW を超え 10mW 未満の無線設備にあっては、 $-(90+10\log P)\text{dB}/10\text{kHz}$  とする。

## 2 占有周波数帯幅が 468kHz のもの



搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量			規定の種類
	$P \geq (10/13) \text{ mW}$ の場合	$P = (1/13) \text{ mW}$ の場合	$P \leq (0.1/13) \text{ mW}$ の場合	
$\pm 0.22 \text{ MHz}$	$-16.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-16.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-16.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	上限
$\pm 0.29 \text{ MHz}$	$-36.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-36.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-36.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	上限
$\pm 0.43 \text{ MHz}$	$-46.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-46.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-46.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	上限
$\pm 0.65 \text{ MHz}$	$-57.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-57.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-57.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	上限
$\pm 6.43 \text{ MHz}$	$-57.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-57.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-57.3 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	上限
$\pm 6.43 \text{ MHz}$	$-100.0 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	$-90.0 \text{ dB}/10 \text{ kHz}^{*2}$	$-80.0 \text{ dB}/10 \text{ kHz}$	上限

\* 2 空中線電力が  $(0.1/13) \text{ mW}$  を超え  $(10/13) \text{ mW}$  未満の無線設備にあっては、 $-(90+10\log(13P)) \text{ dB}/10 \text{ kHz}$  とする。